

開始している。

その後、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律は、平成二十六年一月に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に改められた。同法は、生活の本拠をともにする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く）をする関係にある相手方からの暴力及びその被害者にも法律を適用する内容になっていた。

平成二十六年四月に県は、兵庫県配偶者等からの暴力（DV）対策基本計画を、兵庫県DV防止・被害者保護計画に改称かつ計画内容を改定した。同計画は、第三期計画として扱われ、その目標も第二期計画から変更は生じていない。県は、市町のDV対策の促進の一環として「市内DV対策連絡会議設置・運営の手引き」の作成・配布、自立支援の推進の一環としてDV被害者の地域生活の定着や自立を支える民間支援団体への活動費の一部助成といった取組を新たに始めるなどした。

第五節 人権問題の複雑化・多様化への対応

一 二一世紀が人権の世紀になるために

国連における 国連は、二一世紀を「人権の世紀」とするため、「人権という普遍的文化」の構築を目指し、人権問題の取組 人権に関する活動に積極的に取り組んできた。平成十七（二〇〇五）年には「人権の主流化」

(あらゆる活動の中で、人権を最優先の考慮事項とする考え方)を提唱し、十八年には「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」の採択、人権理事会の設置など取組を推し進めた。人権理事会では、各国の人権状況の審査を行うなど、人権と平和が尊重される社会の実現に向けた活動を展開した。

また、「人権教育のための国連一〇年」(平成六年決議)に引き続き取組として、平成十六年に、「人権教育のための世界計画」を決議・採択した。同計画は平成十七年から二十一年までを初等・中等教育に焦点を当てた第一段階、二十二年から二十六年までを高等教育とあらゆるレベルにおける教員、教育者、公務員、法執行官、軍関係者に焦点を当てた人権研修を第二段階とした。平成二十七年から三十一年の第三段階では、第一、第二段階の取組の強化とメディア専門家及び報道関係者への人権研修の促進に焦点を当てた。後には、第四段階の取組が、各国政府や国内人権機関、NGOなどから提案を踏まえ、人権理事会で採択された。これは二〇二〇年から二〇二四年の重点対象を「若者」として、特に平等、人権と非差別、包摂的で平和な社会のための多様性の尊重に力点を置くことが決議されたものである。さらに、この第四段階を「持続可能な開発目標」(SDGs)のゴール(目標)四・ターゲット七と連携させることを盛り込んだ。加えて、これまでの第三段階の取組を強化するように呼びかけた。

平成二十三年十二月には、「人権教育と研修に関する国連宣言」を採択した。同宣言では、人権教育は、人々が自らの権利を享受及び行使するとともに、他者の権利を尊重し擁護できるよう、知識と技術を提供し、人々の姿勢及び言動を養うものであると位置づけられた。

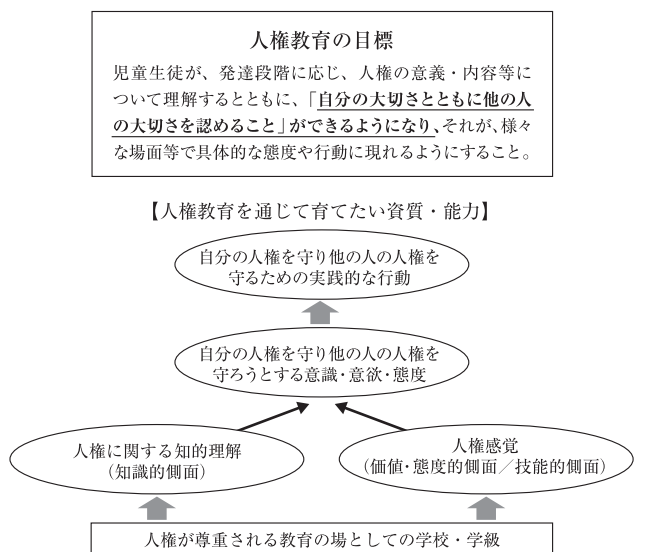


図 115 第 3 次とりまとめにおける人権教育の目標
 (「人権教育の在り方について」[第 3 次とりまとめ]【概要】より作成)

日本の人権教育・啓発の取組

我が国では、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(平成十二年施行)、「人権教育・啓発に関する基本計画」(十四年策定)に基づき、人権に係る施策を推進してきた。

また、前述の「人権教育と研修に関する国連宣言」を受け、平成二十三年四月には基本計画を変更し、新たに「北朝鮮当局による拉致問題等」が追加された。

また、「人権教育の指導方法に関する調査研究会議」(平成十五年設置)においては、人権教育の理念を示す「第一次とりまとめ」(十六年)に続き、十八年に指導方法等の工夫・改善の方策等を示す「第二次とりまとめ」が行われた。平成二十年には、人権教育の指導方法等の工夫・改善の考え方を示すとともに指導内容や指導方法の実践事例などを紹介した「第三次とりまとめ」を公表した。

この「第三次とりまとめ」では、人権の知的理解だけでなく、人権を志向する人権感覚が、問題状況を変えようとする人権意識、意欲や態度になり、自分の人権とともに他者の人権を大切に実践行動につながると整理された。これに対応する学校での全体計画や

学習教材、指導内容・方法（参加体験型等）、教職員への研修プログラム等々が提示された。さらに調査会議は、各種学校における人権教育の把握・検証のため平成二十年と二十四年に人権教育の推進に関する取組状況を調査・分析して公表している。

複雑化、多様化する

世界と日本の人権課題

国連は、世界人権宣言（昭和二十三（一九四八）年）以降、各種の人権条約の採択は依然として解決には至らず、北朝鮮などでの重大な人権侵害や拉致問題、女性や子ども、障害者などの弱者の保護とエンパワーメント、ジェンダー平等や女性の役割拡大などといった新たな課題も生まれるなど、世界の人権をめぐる課題は、より一層複雑化、多様化が進んでいる。

我が国においても、病気や障害等を理由とする偏見や差別、いじめや子どもの貧困・児童虐待、DV・セクシュアル・ハラスメントなど女性に関する課題、インターネットによる人権侵害、ヘイトスピーチなど外国人に対する人権侵害、部落差別（同和問題）等の多様な人権課題が存在している。

こうした状況に対応するため「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題基本法）」（平成二十一年施行）、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」（二十四年）、「いじめ防止対策推進法」（二十五年）、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（二十六年）、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」（二十七年）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」（いずれ

対ヘイトスピーチ法成立

取り調べ可視化法も

特定の種や民族を標的として、生命や身体に危害を加えるヘイトスピーチの解消に向けた推進法、取り調べの録音・録画（可視化）を一部義務化する。また、差別的目的と定義づけられたヘイトスピーチに対する法律の制定は初めて。ヘイトスピーチについては、在日外国人や日系二世に対する差別を助長

誘発する目的で、生命や身体に危害を加える告知する。また、地域社会からの排除を助長する。また、差別的目的と定義づけられたヘイトスピーチに対する法律の制定は初めて。ヘイトスピーチについては、在日外国人や日系二世に対する差別を助長



写真 201 「人権文化をすすめる県民運動」ポスター（兵庫県人権啓発協会提供）

写真 200 トスピーチ解消法成立を報じる新聞（朝日新聞平成28年（2016）5月24日）

も二十八年）等を実施し、人権課題の解決を目指した施策を展開している。

人権課題に対する兵庫県への取組

複雑化、多様化、複合化する人権課題に対して、世界・日本で様々な取組が進められる中、兵庫県においては、県民一人ひとりが、人権問題の解決を自らの課題として捉え、人権文化の醸成に向けた広がりのある運動として推進するため、平成十六年に県民運動の名称を「差別をなくそう県民運動」から「人権文化をすすめる県民運動」に改称し、取組を進めてきた。また、前述の我が国の取組に呼応し、各分野の施策の中で対応を行っている。

女性については、男女が社会の対等な構成員として、ともにいきいきと生活できる社会を目指すため「男女共同参画社会づくり条例」「兵庫県男女共同参画計画」に基づき、女性の能力

発揮の促進と環境整備に向けた取組を推進している。ドメスティック・バイオレンス防止に向けた意識啓発等を行っている。

子どもについては、「兵庫県いじめ防止基本方針」（平成二十六年）に基づき、いじめ問題解決のための取組を推し進めている。また貧困家庭の子どもへの支援や児童虐待への対応等に取り組んでいる。

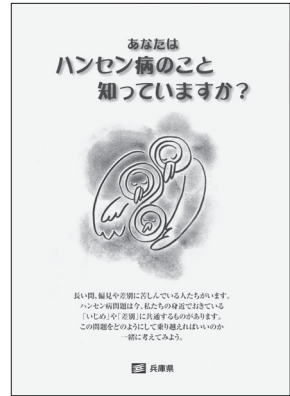


写真 202 ハンセン病啓発パンフレット

病問題基本法の制定を受け、県においても、県においても、ポストターやビデオによる広報、講演会などのほか、学校教育を通じて、正しい知識の普及啓発を進めている。

新たな人権課題の解決に向けた県の取組
 平成二十八年三月、県は、近年の人権を取り巻く社会情勢の変化や県民意識調査等で明らかになった人権課題の多様化等に対応するため、「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」を改定した。これにより犯罪被害者等、拉致被害者等、インターネットによる人権侵害、性同一性障害等、性別に起因する困難な状況に置かれた人々の問題などが、新たな人権課題として位置づけられた。以下に、いくつかを取り上げる。

〔犯罪被害者等〕

犯罪被害者やその家族は、事件による生命や健康、財産を奪われるなどの被害（一次的被害）を受ける。さらに再被害の不安や捜査・公判過程での精神的負担や経済的負担、マスメディアによる過剰な取材や報道、プライバシー侵害、名誉毀損、平穏な生活の侵害（二次的被害）などの人権問題が生じている。そのため、

障害者については、「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」

（平成十七年四月）や「ひょうご障害者福祉計画」（平成二十七年三月）

などに基づき、教育・啓発に取り組んでいる。

外国人については、外国人県民の人権尊重を基本に据えた諸施策を実施し、国籍や民族等の違いを認め合い、豊かに共生する多文化共生社会の実現を目指す教育を推進している。また前述のハンセン



写真 203 ひょうご被害者支援センターシンポジウム（同センター提供）

犯罪被害者やその家族の人権に対する配慮と保護を図ることを目的として、「犯罪被害者等基本法」や「犯罪被害者等基本計画」が策定された。毎年十一月二十五日から十二月一日までの一週間を「犯罪被害者週間」として、犯罪被害者等の名誉や生活への配慮の重要性について理解を深めることを目的とした活動が展開されている。

県では、「地域安全まちづくり条例」（平成十八年四月）に犯罪被害者等に対する支援を盛り込み、ひょうご被害者支援センターなどの関係機関や民間団体と協働して、情報の提供、相談の実施その他の支援を行うとともに、学校教育においても、誰もが犯罪被害者等になる可能性を認識させ、自らの問題として考えさせる取組を推進するなど、教育や啓発に努めている。

〔北朝鮮当局によって拉致された被害者等〕

一九七〇年代から八〇年代にかけて、北朝鮮当局による日本人拉致が多発し、兵庫県関係者も被害者となった。拉致問題は国民の生命と安全に関わる重大な人権の侵害である。平成十八年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務として、拉致問題等の啓発を図るよう努めることとされた。国では、毎年十二月十日から十六日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」として啓発のための取組を推し進めるとともに、平成二十三年四月には「人権教育・啓発に関する基本計画」に「北朝鮮当局による拉致問題等」が追加された。そし



写真 204 拉致問題啓発舞台劇（政府拉致対策本部提供）

て、拉致問題等の解決に向けた、幅広い国民各層及び国際社会の関心と認識を深めるため、啓発資料の作成・配布や各種の広報活動が展開されている。

県では、拉致問題の真相解明及び解決に向けて、県民の関心と認識を深めるため、国等と共催で啓発週間に合わせた舞台劇やシンポジウムなどを実施している。また幅広い県民が協力し拉致被害者の生存と救出を願う「ブルーリボン運動」や署名活動などを進めるほか、学校教育においても、発達段階に応じて拉致問題に対する理解を深めるなど、教育や啓発に取り組んでいる。

〔インターネットによる人権侵害〕

インターネットは、誰でも情報を受信・発信できる手軽で便利なメディアとして、社会経済活動や日常生活に必要不可欠なものになっている。その反面、インターネット上で他人を誹謗中傷する行為や、子ども同士によるいわゆるネットいじめが発生している。また、同和地区とされる地域の地名、画像や差別を助長する表現が掲載されたり、個人の実名や写真などの個人情報流出し回収が不可能になるなど、人権に関する様々な問題が発生している。さらに、スマートフォン急速な普及やソーシャル・ネットワーキングサービス（SNS）の利用拡大により、青少年が人権侵害の加害者や被害者になる事例も多発している（第七章第一節六「ICT環境に翻弄される青少年」参照）。これらを防ぐためには、インターネット利用者等に対して、個

するとともに、スマートフォンやSNS等を利用する際の学校や家庭でのルールづくりなど、情報社会を生きる上での子どもの自主的・主体的な取組を推進している。また、悪質な人権侵犯事案に対しては、法務局と連携してプロバイダー等にその情報の削除を求めするなど、適切な対応に努めている。平成二十九年には、インターネット等の発達により誤った情報が容易に拡散している状況を踏まえ、インターネットの人権侵害に対する相談の窓口を設置して相談の強化に取り組みこととした。

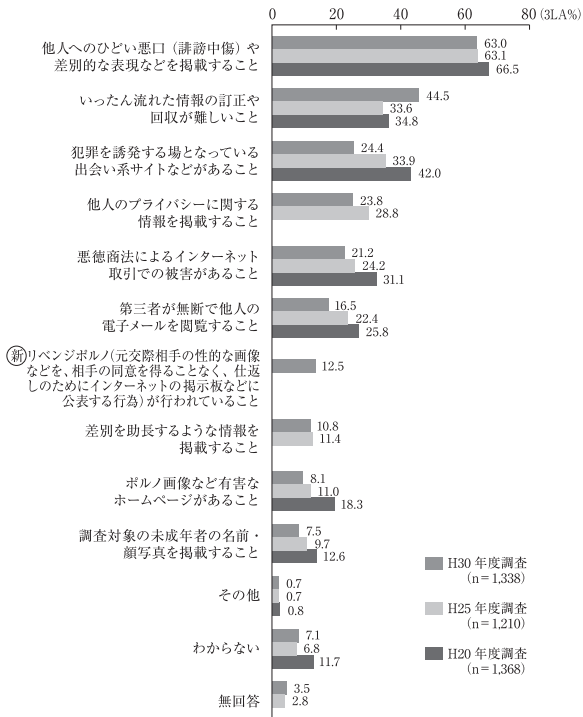


図 116 インターネットを悪用した人権侵害について
 (『人権に関する県民意識調査結果報告書』より作成)

人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深めるための啓発活動や学校教育の充実に努める必要がある。このため、県では、「青少年愛護条例」の改正(平成二十一年)により、十八歳未満の青少年の携帯電話契約時に、保護者からの申し出がある場合を除いてフィルタリングを義務づけた。また、学校教育においても、ネット上の誹謗中傷・いじめ、不適切な投稿など、ネットトラブル等を防止するため、関係機関と連携して情報モラルの指導を徹底

〔性同一性障害等、性別に起因する困難な状況に置かれた人々〕

性同一性障害とは、一般的に、自分の産まれ持ったからだの性と、こころの性（自分自身が自分の性をどう感じているか（性自認））が一致しない状態とされている。平成十六年七月には「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、性同一性障害者であって一定の条件を満たす者については、性別の取扱いの変更の審判を受け、戸籍や住民票の性別を変更することができるようになった（平成二十年六月の改正法で条件緩和）。また、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す性的指向及び性自認に関して、「LGBT」等と呼ばれることがあるが、それらは一般的に次のことを指している。「L：女性の同性愛者（Lesbian；レズビアン）」「G：男性の同性愛者（Gay；ゲイ）」「B：両性愛者（Bisexual；バイセクシャル）」「T：こころの性とからだの性との不一致（Transgender；トランスジェンダー）」のそれぞれの頭文字を取ったものである。

こうした性的指向や性自認を理由とする偏見や差別をなくし、理解を深めることが必要である。

兵庫県教育委員会
における人権教育

兵庫県教育委員会では、学校における人権教育を推進していくため、「人権教育基本方針」
（平成十年三月策定）に基づき、児童生徒用の人権教育資料（幼稚園・小学校低学年用・小学

校高学年用・中学生用・高校生用）を作成するとともに『いじめを許さない人権教育教材（小学校低学年用・小学校高学年用・中学生用・高校生用）』を平成二十五年に、『性的マイノリティ』に対する正しい理解のために』を二十七年に作成し、各学校で活用し、人権教育を深めている。

また、兵庫県には従来から外国人県民が多く暮らしているが、近年、グローバル化の進展もあり、さらにその数は増えている。外国人県民の子どもたちにとっては、言葉の壁、生活習慣や文化の違いがハードルに

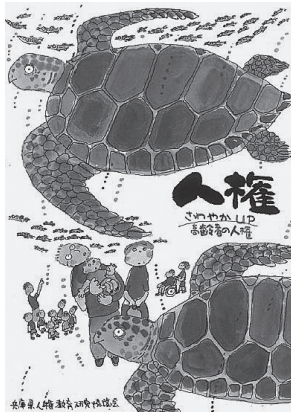


写真 206

さわやかUP 人権～
高齢者の人権～（兵
庫県人権教育研究協
議会提供）

また、人権スキルを高めるため『あなたの豊かな人生のため
に じんけんスキルブック』（平成十三年）に続き、『今す
ぐに役立つ あなたの豊かな人生のために じんけんスキル
ブックⅡ』（二十二年）、『今すぐに役立つ 参加体験型人権学
習 じんけんスキルブックⅢ』（二十六年）を、高齢者の人権



写真 205 いじめを許さない人権教育教材

等を行うもので、各地域・市町間の連携を図りながら実践研究及び実
践学習を進めている。

また、人権スキルを高めるため『あなたの豊かな人生のため
に じんけんスキルブック』（平成十三年）に続き、『今す
ぐに役立つ あなたの豊かな人生のために じんけんスキル
ブックⅡ』（二十二年）、『今すぐに役立つ 参加体験型人権学
習 じんけんスキルブックⅢ』（二十六年）を、高齢者の人権

様な支援」参照）。

兵庫県人権教育研究協
議会（兵人教）の活動

十六年に「兵庫県人権教育研究協議会」と
改称し、同年から人権教育啓発紙を「ひょうごの人権教育」にリニュー
アルした。平成二十年からは、県内四一市町の人権教育の推進と深化・
発展のために「地域に学ぶ人権学習推進事業」を実施展開している。
この事業は、県内六地区において人権学習素材の発掘・収集及び研究

なることも多く、新たな人権問題にもつながる。こうした問題に対応するため、兵庫県教育委員会では、外
国人児童生徒の日本語習得や基礎学力の定着を図る「日本語指導支援推進校事業」や「外国人児童生徒にか
かわる教育相談」など多文化共生教育に向けた取組を推し進めている。（第六章第四節二の「外国人県民への多

について考えるため『さわやかUP人権〜高齢者の人権〜』（二十年、二十四年）に発刊するなど兵庫県の市町に配布し、人権教育の推進に寄与している。